

議案第100号

飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月28日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すぱ一ふるの施設移管及び使用料等の見直しに伴う改正

## 飛驒市健康増進施設条例の一部を改正する条例

飛驒市健康増進施設条例（令和2年飛驒市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）

名称	位置	休館日等及び開館時間等	使用料																										
飛驒市古川桃源郷温泉ぬく森の湯すぱーふる	飛驒市古川町黒内1407番地	休館日等 休館日 (1) 水曜日 (2) 水曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は翌日 (3) 12月31日及び1月1日 開館時間等 開館時間 午前10時から午後9時まで	(1) 入浴料（入湯税は含まない。） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1回</td> <td>600円</td> <td>中学生以上</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1回</td> <td>300円</td> <td>小学生</td> </tr> </tbody> </table> ※小学生未満は無料とする。 (2) 和室使用料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大和室</th> <th>小和室</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前10時から午後1時</td> <td>4,400円</td> <td>1,100円</td> <td rowspan="3">1 冷暖房を利用するときは、1.5倍とする。 2 営利を目的として使用するときは、5倍とする。</td> </tr> <tr> <td>午後1時から午後5時</td> <td>6,600円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時</td> <td>11,000円</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	料金	摘要	大人	1回	600円	中学生以上	小人	1回	300円	小学生	区分	大和室	小和室	備考	午前10時から午後1時	4,400円	1,100円	1 冷暖房を利用するときは、1.5倍とする。 2 営利を目的として使用するときは、5倍とする。	午後1時から午後5時	6,600円	2,200円	午後5時から午後9時	11,000円	3,300円
区分	単位	料金	摘要																										
大人	1回	600円	中学生以上																										
小人	1回	300円	小学生																										
区分	大和室	小和室	備考																										
午前10時から午後1時	4,400円	1,100円	1 冷暖房を利用するときは、1.5倍とする。 2 営利を目的として使用するときは、5倍とする。																										
午後1時から午後5時	6,600円	2,200円																											
午後5時から午後9時	11,000円	3,300円																											
飛驒市河合健康増進施設（ゆわ〜くはうす）	飛驒市河合町角川350番地1	休館日等 休館日 (1) 木曜日 (2) 木曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は翌日 (3) 12月31日及び1月1日 開館時間等 開館時間 午前10時から午後9時まで	入浴料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>料金</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td>1回</td> <td>600円</td> <td>中学生以上</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1回</td> <td>300円</td> <td>小学生</td> </tr> </tbody> </table> ※小学生未満は無料とする。	区分	単位	料金	摘要	大人	1回	600円	中学生以上	小人	1回	300円	小学生														
区分	単位	料金	摘要																										
大人	1回	600円	中学生以上																										
小人	1回	300円	小学生																										

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市健康増進施設条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すば一ふるの施設移管及び使用料等の見直しに伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p><b>【改正の趣旨及び内容】</b></p> <p>(1) 飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すば一ふるの追加</p> <p>市では、これまで飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すば一ふるを観光施設として位置付けてきたが、市民利用が多い利用実態等に鑑み、市民の健康の維持増進及びレクリエーションの普及、市民相互交流の活発化を図るための健康増進施設に位置付けるため、当該施設を本条例に加えるもの。</p> <p>(2) 使用料の改正</p> <p>飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すば一ふるについては、市内温浴施設の使用料について、人件費上昇や物価高騰等に対応するための料金引き上げと、入湯税を含まない額に表示を改める改正を行うもの。</p> <p>飛騨市河合健康増進施設（ゆうわ〜くはうす）については、他の温浴施設との均衡を図るため、料金調整を行うもの。</p>

市民への影響等	<p><b>【市民への影響】</b></p> <p>(1) 健康増進施設への移管に伴う改正のため、市民への影響はない。</p> <p>(2) 料金改定については、人件費上昇や物価高騰等に対応するための料金引き上げで、すば一ふるの場合、改正前の指定管理者の利用料金と改正後の使用料を、入湯税を含めた実負担額で比較すると、課税対象の大人で100円の負担増となるが、課税免除者（市内70歳以上、市内障がい者、小人）は変動なし。</p> <p>ゆうわ〜くはうすの場合、改正前の指定管理者の利用料金と改正後の使用料を比較すると、大人で100円、小人で50円の負担増となる。</p> <p><b>【影響の規模（参考数値）】</b></p> <p>令和4年度利用料金実績による推計</p> <table border="1" data-bbox="408 862 1382 1272"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>項目</th> <th>人数</th> <th>変動額</th> <th>影響額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">すば一ふる</td> <td>大人（課税対象）</td> <td>23,184</td> <td>+100</td> <td>+2,318,400</td> </tr> <tr> <td>大人（課税免除）</td> <td>20,560</td> <td>±0</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>1,684</td> <td>±0</td> <td>±0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ゆうわ〜く はうす</td> <td>大人</td> <td>19,273</td> <td>+100</td> <td>+1,927,300</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>650</td> <td>+50</td> <td>+32,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>65,351</td> <td></td> <td>+4,278,200</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	項目	人数	変動額	影響額	すば一ふる	大人（課税対象）	23,184	+100	+2,318,400	大人（課税免除）	20,560	±0	±0	小人	1,684	±0	±0	ゆうわ〜く はうす	大人	19,273	+100	+1,927,300	小人	650	+50	+32,500	合計		65,351		+4,278,200
施設名	項目	人数	変動額	影響額																													
すば一ふる	大人（課税対象）	23,184	+100	+2,318,400																													
	大人（課税免除）	20,560	±0	±0																													
	小人	1,684	±0	±0																													
ゆうわ〜く はうす	大人	19,273	+100	+1,927,300																													
	小人	650	+50	+32,500																													
合計		65,351		+4,278,200																													
施行日	令和6年4月1日																																
備考																																	